



市税の納期限（令和7年度）

①口座振替ができる税目

納期限 (=振替日)	税目・期別 市県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	固定資産税・都市計画税		軽自動車税 (種別割)
		(全期一括／4期)	(毎月納付)	
令和7年4月30日		全期一括 ／第1期	4月期	
令和7年6月2日			5月期	全期
令和7年6月30日	全期一括 ／第1期		6月期	
令和7年7月31日		第2期	7月期	
令和7年9月1日	第2期		8月期	
令和7年9月30日			9月期	
令和7年10月31日	第3期		10月期	
令和7年12月1日			11月期	
令和8年1月5日		第3期	12月期	
令和8年2月2日	第4期		1月期	
令和8年3月2日		第4期	2月期	
令和8年3月31日			3月期	

- ・各期別の納期限の日が振替日となります。
- ・全期一括の振替日は第1期の納期限の日となります。
- ・随時課税、納期変更及び納期限を経過した場合の口座振替はできません。

②口座振替ができない税目

税目	納期限 ※
市県民税・森林環境税(特別徴収)	徴収した月(令和7年6月から令和8年5月)の翌月10日
法人市民税	中間(予定)申告: 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 確定申告: 原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内
市たばこ税	売り渡した月の翌月末日
入湯税	徴収した月の翌月15日
鉱産税	掘採した月の翌月末日
事業所税	法人: 事業年度終了の日から2か月以内 個人: 算定期間(1月～12月)の翌年の3月15日

※ その日が土日・祝日等にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

市税を納める方法

(1) 納付書で納める場合

- ・新潟市納税課、区役所、出張所、連絡所
- ・新潟市公金収納の取扱金融機関の窓口
ただし、eLマーク及び二次元コード「eL-QR」が印字されている納付書は、「eL-QR」に対応する全国の金融機関の窓口で納付できます。
- ・コンビニエンスストア
コンビニバーコードが印刷されている納付書に限りです。
- ・ペイジー
ATM、インターネットバンキング及びモバイルバンキングを利用して納付する方法です。ペイジーマークがある納付書に限りです。
- ・スマートフォン決済 (PayPay請求書払い)
コンビニバーコードが印刷されている納付書に限りです。
- ・地方税お支払サイト
eLマーク及び二次元コード「eL-QR」が印字されている納付書に限りです。詳しくは 58 ページをご覧ください。

納付できる場所については58ページの市税を納める場所をご確認ください。

◇ 金融機関の窓口で市税を納付する際の受付票等の記入について

マネー・ロンダリング(資金洗浄)やテロ資金供用の防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、金融機関は金融業務の取引記録を作成・保管しなければなりません。そのため、金融機関の窓口で市税を納付する際には、受付票等を記入する必要があります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

市税の納付

市税の納付

(2) 口座振替で納める場合

口座振替とは、お申込みいただいた金融機関口座から自動的に市税を振り替えて納める方法です。

一度手続きをすれば原則、翌年度以降も継続されます。

口座振替ができる市税	市県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)		
利用できる人	新潟市公金収納の取扱金融機関に預貯金口座がある人 (口座名義は、原則、納税義務者本人に限りです。)		
預金の種類	普通預金、当座預金、通常郵便貯金、納税準備預金		
振替方法と振替日	・期別振替…各期別の税額を各納期限の日に口座振替します。 ・全期一括振替…年税額を一括して第1期の納期限の日に口座振替します。 ・毎月納付(固定資産税・都市計画税に限る)…4月から翌年3月までの12回に分割した税額を各納期限の日に口座振替します。 ※ 申込時に振替方法を選択できます。振替方法を変更するにはあらためて申込みが必要です。		
振替結果の確認	預貯金通帳を記帳してご確認ください。通帳表記例は下記のとおりです。		
	税 目 名	漢字の場合	カタカナの場合
	市県民税・森林環境税 (普通徴収)	新潟市市民税	ニイガタシミンゼイ
	固定資産税・都市計画税	新潟市固都税	ニイガタシコトゼイ
振替できなかった場合 (期別・毎月)	軽自動車税(種別割)	新潟市軽自税	ニイガタシケイジゼイ
	振替日の約10日後に督促状を兼ねた納付書を送付しますので、金融機関窓口などで納付してください。		
振替できなかった場合 (全期一括)	振替日の約10日後に第1期の督促状を兼ねた納付書を送付しますので、金融機関窓口などで納付してください。第2期以降については、当該年度に限り期別振替となります。		

◇ 第2期以降から課税される場合は、期別振替となります。

◇ いずれの税目も随時課税、納期変更及び納期限を経過した場合の口座振替はできません。

◇ 新規に課税される場合は、納税通知書がお手元に届いてからの申込みとなります。

① 申込方法

所定の申込書を提出またはWebサイトから申込みください。
※口座振替が利用できる金融機関については58ページをご覧ください。

方法	申込書設置窓口	提出先
金融機関で申込み	新潟市公金収納の取扱金融機関の市内店舗(58ページ参照)	振替を希望する金融機関の新潟市内窓口(本・支店は問いません)
郵送で申込み	納税課・区役所・出張所・連絡所	郵送又は設置窓口
Webで申込み (個人のみ対象)	新潟市ホームページから外部サイトへ遷移し必要事項を入力 ※詳しくは、新潟市 web口座振替 で検索 またはこちらからご確認ください。	



申込みには以下のものが必要です。

納税通知書、納税義務者の通帳、通帳の届出印(※)

※次の金融機関は、窓口申込みの場合、キャッシュカード(暗証番号も必要)があれば、届出印がなくても申込みできます。

第四北越銀行、みずほ銀行、北陸銀行

◇Web申込みの場合

納税通知書、納税義務者の通帳(届出印は不要)、キャッシュカードの暗証番号

※口座振替を行う口座の名義は、原則、納税義務者本人(固定資産が共有資産の場合は共有者含む)に限ります。

② 申込期限

申込みの時期によって、口座振替の開始時期が異なります。

振替日は各納期限の日となります。

市県民税・森林環境税(普通徴収)【6月中旬、納税通知書発送予定】

年度	期別	金融機関窓口／Web申込	郵送(消印有効)
令和7年度	全期一括／第1期	令和7年4月末日まで	令和7年4月10日まで
	第2期	令和7年7月末日まで	令和7年7月10日まで
	第3期	令和7年9月末日まで	令和7年9月10日まで
	第4期	令和7年12月末日まで	令和7年12月10日まで
令和8年度	全期一括／第1期	令和8年4月末日まで	令和8年4月10日まで

固定資産税・都市計画税【4月上旬、納税通知書発送予定】

年度	期別	金融機関窓口／Web申込	郵送(消印有効)
令和7年度	全期一括／第1期／4月期(毎月納付)	令和7年1月末日まで	令和7年1月10日まで
	第2期／7月期(毎月納付)	令和7年5月末日まで	令和7年5月10日まで
	第3期	令和7年11月末日まで	令和7年11月10日まで
	第4期	令和8年1月末日まで	令和8年1月10日まで
令和8年度	全期一括／第1期／4月期(毎月納付)	令和8年1月末日まで	令和8年1月10日まで

軽自動車税(種別割)【5月上旬、納税通知書発送予定】

年度	期別	金融機関窓口／Web申込	郵送(消印有効)
令和7年度	全期	令和7年3月末日まで	令和7年3月10日まで
令和8年度	全期	令和8年3月末日まで	令和8年3月10日まで

振替日は各納期限の日となります。

③ 申込内容の確認

新潟市と金融機関とで申込内容を承認後、初回振替日の2週間前までに「口座振替の手続き完了のお知らせ」を送ります。申込内容を確認してください。

(全期一括や翌年度分からの口座振替を申込まれた場合は、翌年度の納税通知書で確認してください。)

④ 振替口座・振替方法の変更、口座振替の廃止手続きについて

◇振替口座・振替方法を変更するとき

申込内容は電話や口頭では変更できません。あらためて申込書を提出してください。55ページの申込スケジュールの期日に従い、変更後の内容に更新されます。

◇口座振替を廃止したいとき

納税課又は金融機関へ廃止届を提出してください。また、Webからの届出も可能です。

提出期限は次のとおりです。

○固定資産税・都市計画税(4期)

廃止期	廃止届提出期限
第1期から (全期一括含む)	1月末日まで
第2期から	5月末日まで
第3期から	11月末日まで
第4期から	1月末日まで

○市県民税・森林環境税(普通徴収)

廃止期	廃止届提出期限
第1期から (全期一括含む)	4月末日まで
第2期から	7月末日まで
第3期から	9月末日まで
第4期から	12月末日まで

○固定資産税・都市計画税(毎月納付)

廃止期	廃止届提出期限
翌年度から	1月末日まで

○軽自動車税(種別割)

廃止期	廃止届提出期限
翌年度から	3月末日まで

(3) 地方税共通納税システムで納める場合

地方税共通納税システムとは、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)や、地方税お支払サイトを利用して、自宅や職場のパソコン、スマートフォンから電子納税(クレジットカード決済、インターネットバンキング等)を行うことができる仕組みです。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

(4) 軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)について

令和5年1月から軽自動車税納税確認システム(軽JNKS)の運用が始まり、継続検査(車検)窓口における納税証明書の提示が原則不要となりましたので、納税証明書(継続検査用)は送付していません。

納付後すぐに納税証明書が必要な方や領収証書が必要な方は、市の窓口・金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付してください。

納税が困難なときは

(1) 減免

次のような特別な事情がある場合には、納める税額を減額する制度があります。納期限までに申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

税目	主な要件	お問い合わせ
個人市民税	・生活保護を受けている場合 ・失業などにより生活が著しく困難になった場合 ・災害による被害を受けた場合	市民税課
固定資産税 都市計画税	・貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合 ・災害による被害を受けた場合 ・公益のために使用する場合	資産税課、 資産税第1・2分室
軽自動車税 (種別割)	・貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合 ・社会福祉法人等が公益のために使用する場合 ・障がい者又はその家族が障がい者のために使用する場合 ・身体障がい者のために車両の構造を変更している場合	市民税課

(2) 納税の猶予制度について

次のような特別な事情がある場合には、税額を分割して納められる納税の猶予が申請により認められる場合があります。詳しくは、納税課までお問い合わせください。

猶予制度	主な要件	猶予の期間
徴収の猶予	・納税者の財産が災害や、盗難にあったとき ・納税者又はその生計を一にする親族などが病気や負傷したとき ・事業を廃止、休止したときや、著しい損失を受けたとき ・本来の納期限から1年以上経過した後、に納付すべき税額が確定したとき	原則として 1年以内
換価の猶予	・事業継続や、生活維持を困難にするおそれがあるとき	

市税を滞納すると

定められた納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納になると、延滞金の加算や滞納処分の対象となります。

(1) 延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納付の日まで加算され、滞納となった税額とあわせて納めていただくことになります。ただし、延滞金は、各期別の税額が2,000円未満の場合は加算されません。(税額は1,000円未満を切り捨てて計算します。)又、計算した結果、延滞金の額が1,000円未満となった場合も延滞金は加算されません。(算出した延滞金の額の100円未満は切り捨てます。)

〈延滞金割合の推移表〉

期 間	納期限の翌日から1か月間	納期限1か月経過後
平成11年12月31日まで	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	年4.5%	年14.6%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1%	年14.6%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4%	年14.6%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7%	年14.6%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5%	年14.6%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3%	年14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	年2.6%	年8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	年2.5%	年8.8%
令和4年1月1日から	年2.4%	年8.7%

(2) 滞納処分について

市税が滞納となった場合、督促状を発送し、文書や電話による催告を行い納税を促します。それでもなお納税されないと、税負担の公平・公正を確保するために財産について調査を行い、差押えなどの処分を行うことになります。

市税を納め過ぎたとき

納め過ぎとなった税金はお返しします。
お返しするまでには、納付状況や還付口座等の確認のため日数がかかります。

市税を納める場所

新潟市各区の市税収納取扱窓口 ※カッコ内は所在地、令和7年4月1日現在	
北区	北区役所(東栄町)／北出張所(松浜)／早通連絡所(早通)／南浜連絡所(島見町)／濁川連絡所(新崎)
東区	東区役所(下木戸)／石山出張所(石山)／大形連絡所(海老ヶ瀬)
中央区	市役所財務部納税課(古町通)／中央区役所(西堀通)… 納付書発行はできません ／東出張所(蒲原町)／南出張所(新和)／入舟連絡所(附船町)
江南区	江南区役所(泉町)／横越出張所(横越中央)／大江山連絡所(細山)／曾野木連絡所(天野)／南川連絡所(酒屋町)
秋葉区	秋葉区役所(程島)／小須戸出張所(小須戸)
南区	南区役所(白根)／味方出張所(味方)／月潟出張所(月潟)
西区	西区役所(寺尾東)／黒崎出張所(大野町)／西出張所(内野町)／赤塚連絡所(赤塚)／中野小屋連絡所(中野小屋)
西蒲区	西蒲区役所(巻甲)／岩室出張所(西中)／西川出張所(旗屋)／潟東出張所(三方)／中之口出張所(中之口)

新潟市公金収納の取扱金融機関(口座振替できる金融機関) ※令和7年4月1日現在(順不同)	
第四北越銀行	加茂信用金庫
大光銀行	新潟県信用組合
みずほ銀行	興栄信用組合
三菱UFJ銀行	はばたき信用組合
三井住友銀行	協栄信用組合
秋田銀行	巻信用組合
東邦銀行	新潟県信用農業協同組合連合会
北陸銀行	新潟かがやき農業協同組合
みずほ信託銀行(窓口納付の取扱いなし)	新潟市農業協同組合
きらやか銀行	新潟県労働金庫
新潟信用金庫	東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店
三条信用金庫	ゆうちょ銀行(郵便局を含む)
新発田信用金庫	

市税の納付

市税の納付

- 注1 eLマーク及び二次元コード「eL-QR」が印字されている納付書は、「eL-QR」に対応する全国の金融機関の窓口で納付ができます。
- 注2 ゆうちょ銀行(郵便局を含む)窓口は、ペイジーマーク又は 、 が印字されているものに限りです。
- 注3 ペイジー(ATM、インターネット及びモバイルバンキング)はペイジーマークが印刷されている納付書で納付できます。ペイジーの取扱いは各金融機関で異なりますので、詳しくは各金融機関にお問い合わせください。
- 注4 「eL-QR」を利用して納付できるクレジットカード決済及びスマホアプリ決済などについて、詳しくは地方税お支払サイトをご確認ください。



バーコードが印刷されている納付書のみ納付できます。 令和7年4月1日現在(順不同)

セブンイレブン／ファミリーマート／ローソン／ローソンストア100／デイリーヤマザキ／ヤマザキデイリーストア／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ニューヤマザキデイリーストア／ミニストップ／ポプラ／くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／ハマナスクラブ／タイエー／ハセガワストア／MMK設置店

二次元コード「eL-QR」 ※ eLマークが印刷されている納付書のみ	スマートフォン決済(PayPay) ※ バーコードが印刷されている納付書のみ	「eL-QR」対応金融機関窓口 ※ eLマークが印刷されている納付書のみ
「eL-QR」に対応するクレジットカード決済・スマホアプリ決済・インターネットバンキング	PayPay 請求書払い	「eL-QR」に対応する全国の共通納税対応金融機関